

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

職権をもって調査するに、本件記録によれば、東京拘置所長は、平成二年四月二十八日、逃亡犯罪人引渡法二〇条一項に基づき、抗告人を中華人民共和国の官憲に引き渡したことが認められる。したがって、抗告人が求めている本件逃亡犯罪人引渡命令の執行停止は、その余地がなくなったものというべきである。

よって、本件抗告は理由がないからこれを棄却し、抗告費用は抗告人に負担させることとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成二年五月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮	次	郎
裁判官	大	内	恒	夫	
裁判官	四	ツ	谷		巖
裁判官	大	堀	誠	一	
裁判官	橋	元	四	郎	平